

每週月曜日発行

<http://www.zck.or.jp>



久米島にはかつて仲里村と具志川村の2村があり、平成14年に合併して久米島町となった。唯一の高校である久米島高校の生徒数減少に危機感を持った町は、平成23年に「久米島高校の魅力化と発展を考える会」を立ち上げた。先進例である島根県の下津町にも学んで、町教育委員会に久米島高校魅力化支援員を採用し、外部からの離島留学生のための里親補助制度を導入した。26年度には5名の留学生が入学している。

宮口 侘廸

どこまでも澄んだ海が自慢の久米島。国指定文化財の久米島紬、泡盛、味噌、焼き物などに加え、近年は海洋深層水を利用したミネラル水、塩、化粧品等も開発。島の東側、奥武島・オーハ島の沖合に浮かぶ全長7km程の「ハテの浜」は東洋一美しいビーチと評される。

地方六団体

「合区の早期解消促進大会」を開催

—市町村長等、関係者約300名が出席—



全国町村会など地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、4月27日、全国町村会館で「合区の早期解消促進大会」を開催した。

今回の大会は、参議院議員選挙における合区の早期解消に向けて、地方六団体が一致団結し、参議院議員選挙制度の議論を進める各党に対し理解を求めるとともに、国民世論を一層形成するために開催したもので、大会には全国から県知事、県議会議員、市町村長、市町村議会議員など関係者約300名が参加した。

はじめに荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）が挨拶に立ち、「合区による選挙は極めて問題があり、地方創生にも逆行する合区は到底認めることはできず、これまでも地方六団体を挙げて合区の早期解消を強く訴えてきた。来る平成31年の次期参議院議員選挙において合区を解消



▲開会挨拶を行う荒木会長

するためにも、今が正念場であり、国会・各党・政府に対して私どもの声を届け、政治的な決断を求めているかなければならない」と述べ、地方六団体が一致団結し、「合区の早期解消」に向けた行動を強力に展開するとともに、各党並びに政党間において、早急に合区解消の検討を行うよう訴えた。

引き続き、地方六団体を代表して、川上守鳥取県若桜町議会議員、石橋良治全国町村会副会長（島根県邑南町長）、森脇勇人島根県松江市議会議員、岡崎誠也高知県高知市長、大屋俊弘島根県議会議員、飯泉嘉門徳島県知事が合区解消に関する意見陳述を行った。

この中で石橋副会長は、町村はそれぞれの置かれた厳しい状況の中にあっても、住民に一番身近な存在として挑戦し続けていると発言。また、



▲意見陳述を行う石橋副会長

活 動

■来賓挨拶



▲山本博司・公明党
参議院国会対策委員長



▲橋本聖子・自由民主党
参議院議員会長



▲奥野総一郎・希望の党
筆頭副幹事長



▲森山浩行・立憲民主党
政治改革PT座長



▲井上哲士・日本共産党
参議院国会対策委員長



▲足立信也・民進党
政務調査会長



▲糸数慶子・沖縄の風
参議院議員



▲室井邦彦・日本維新の会
参議院幹事長

災害が多発する中、森林を守り育て、国土を保全する農山漁村の役割について言及し、「合区は、このような地方の取組や役割を軽視し、地方創生にも逆行するものである。前回の合区による選挙により、地元からは、自分の県から代表を出せなくなり、地方の声が国政に届きにくくなるなどの不安が広がっている。合区によって、住民は政治から関心が離れ、

政治に期待しなくなり、議会制民主主義の危機に直面する恐れさえある。我々は小さな自治体だが、日本のふるさとの暮らし・伝統文化を後世に伝えるため、そして山村や国境離島では次世代につなぐ防人として、懸命に頑張っている。各党には、こうした現場の声に耳を傾け、一刻も早く合区を解消していただきたい」と訴えた。

これらの意見を集約し、櫻井正人全国町村議会議長会長（宮城県利府町議会議長）が大会アピール文（次頁に掲載）を朗読した。

その後、来賓として出席した橋本聖子自由民主党参議院議員会長、山本博司公明党参議院国会対策委員長、森山浩行立憲民主党政治改革PT座長、奥野総一郎希望の党筆頭副幹事長、足立信也民進党政務調査会長、

井上哲士日本共産党参議院国会対策委員長、室井邦彦日本維新の会参議院幹事長、糸数慶子沖縄の風参議院議員からの挨拶と、二階俊博自由民主党幹事長、又市征治社会民主党首からのメッセージが披露された。

最後に、松浦正人全国市長会長山口県防府市長がまとめの言葉及び今後の要請活動について述べ、大会を閉会した。

活 動

合区の早期解消促進大会

―大会アピール―

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成

28年7月に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

その結果、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなどの合区を起因とした弊害が顕在化した。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考

えていく上でも、多様な地方の意見

が、国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ことに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは非常に問題で、地方創生にも逆行するものである。

本日、我々はこの、次期参議院選挙において合区による選挙が再び

行われることのないよう、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすることを強く求める。

平成30年4月27日

地方自治確立対策協議会
(地方六団体)

総務大臣・地方六団体会合に荒木会長が出席 ―翌年度以降の地方一般財源総額のあり方等について意見交換―

総務大臣・地方六団体会合が、4月23日、総務省において開催され、荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）はじめ地方六団体代表が出席し、骨太方針、平成31年度以降の地方一般財源総額のあり方等について意見交換を行った。



はじめに野田総務大臣が、「本年の骨太方針においては、プライマリーバランス黒字化達成への具体的な計画を示すこととしており、その中で平成31年度以降の地方一般財源総額のあり方について議論される見込みである。いよいよ骨太方針作成に向けた議論が本格化してくるので、落着いて、やさしく、持続可能な社会の実現に向けた基盤として、地域経済の再生と地方財政の健全化を推進することが重要であるこ



▲意見陳述を行う荒木会長

と、そして何より一般財源総額を安定的に確保することが不可欠である

ことについてしっかりと主張したい」と挨拶した。

続いて意見交換に入り、荒木会長は、はじめに大雪災害について、過去最大の除排雪に係る特別交付税を決定したこと、東日本大震災等の各地の災害からの復旧・復興をはじめ全国的な防災対策の充実強化への取組に対し感謝の意を表したうえで、平成31年度以降の一般財源総額確保について、「町村にとって命綱である。継続的に安定して確保され、住民が安心して行政サービスを受けられるよう、骨太方針に位置づけていただきたい」と発言した。

また、地方公共団体の基金について、各町村が厳しい財政事情の中で、歳出抑制に努めながら行っているものであると強調し、基金の増加を以て一般財源総額が削減されないように求めたほか、トップランナー方式については、町村の実態を考慮し、慎重な検討を行うよう訴えた。

活 動

次に、町村の悲願であった森林環境税及び譲与税の創設を昨年の税制大綱に位置づけたことに対し感謝の意を表するとともに、来年の通常国会において法律を成立させ、平成31年度から実施できるよう要請した。

さらに、地方法人課税における偏在是正のための新たな措置を検討する場合、町村の行政サービスに影響がないよう配慮を求めたほか、新たな経済政策パッケージについては、地方と十分に協議し、安定的財源を国の責任において確保するよう述べた。

最後に、地方創生について、先般公表された総務省の田園回帰に関する報告書の分析の中で「人口規模の小さい市町村の方が、都市部からの移住者が増加している割合が高い」ことなどが示されている点に触れ、うえて、「農山漁村や離島への田園回帰の動きが広がりを見せているが、この流れを止めないよう、引き続き積極的な政策推進をお願いしたい」と述べ、意見陳述を締め括った。

この後、フリーディスカッションが行われ、荒木会長は、①公営企業会計の適用の推進にあたっては、職

員数が少ない地域の実情を踏まえること②ゴルフ場利用税を堅持することと求めたほか、このたび策定され



▲野田総務大臣からのまとめの発言

自民党「財政再建に関する特命委員会」に 岩田副会長が出席

自由民主党政務調査会は4月26日、「財政再建に関する特命委員会」（委員長・岸田文雄政務調査会長）を開催し、地方三団体等からヒアリングを行った。本会からは岩田利雄副会長（千葉県東庄町長）が出席した。

岩田副会長は、はじめに「全国の町村は、税収の乏しい条件不利地域を多く抱えているが、森林を守り育て、国土を保全し、また、国境離島の防人として懸命に頑張っている。地方交付税でしっかりと財源保障がなされているからこそ、住民の生活

に欠かせない行政サービスを提供できるのみならず、食料・水・エネルギーの供給などを通じて、地方自治の最前線で都市と地方が共生する国づくりに貢献している」と町村の果たす役割について述べた。

続けて、地方交付税等一般財源の

全国町村会

総額について、平成27年度の地方財政計画の水準を実質的に確保する「実質同水準ルール」は今年度が期限となるが、財政力の弱い町村に



▲発言する岩田副会長

とつて命綱であり、複数年にわたって継続的に安定して確保されるよう、骨太方針に位置づけることを求めたほか、地方公共団体の基金について、各町村が厳しい財政事情の中で、歳出抑制に努めながら災害、老朽化公共施設等の更新や将来の税収の変動等に備えて積み立てているとし、東庄町における行政改革について説明したうえで、「こうした事情を踏まえ、単に基金の増加を理由に一般財源総額が削減されることは許されない」と強調した。

最後に、「財政構造のあり方検討小委員会」が取りまとめた中間報告書についても言及した。

同報告書の中で触れられている

た短期的な職員の派遣に関する「被災市区町村応援職員確保システム」について、「本会としても円滑な運用に努めてまいりたい」と述べた。

地方六団体からの意見を受け、野田総務大臣は、「一般財源総額の確保については、これからが正念場だ。今こそ地方が伸びなければならぬ時期なので、皆さまの意を受けて丁寧に説明し、頑張つて取り組んで行くことをお約束し上げたい」と述べ、会合を閉会した。

活 動



トップランナー方式などの業務改革については、「小さな町村では、1人の職員が複数の業務を兼務し、地域毎の集落担当を決め、私の町では全庁的な役場消防団も組織し、安全安心なまちづくりを推進している。機械的な机上の理論でのアウトソーシングはなじまず、中山間地域や離島など条件不利地域では、地理的な制約もある。このような町村の実態も考慮し、慎重な対応をお願いしたい」と訴えた。

さらに、「広域連携等による地方財政の効率化」の中で、「市町村合

併が進まなかった地域に関して更なる合併を推進する枠組みについても検討する。」との記述があったことにに対し、強制的な「平成の合併」は平成22年度末をもって終焉したものと全国の町村は認識しているとしたうえで、「合併を推進する枠組みについて検討するなどの記述は見過ぎすことは出来ない。全国町村会は一貫して強制的な市町村合併に断固反対してきた。我々町村は、将来にわたる地域のあり方や、住民生活への影響等を、住民とともに真剣に考え、議論を尽くし、どのような厳しい道であろうと頑張らなくてはならないと覚悟を決めた。行政・住民が心をひとつにして『現場からの地方創生なくして日本の創生はない』と、日々頑張っている中、何をいまさら合併推進の枠組みを検討する必要があるのか理解できない。自民党の先生方にはぜひご理解を賜りたい」と強く求めた。

その後の意見交換の中で、岩田副会長は、東庄町において健診を徹底させ、高齢者が健康になることによって医療費を削減し、そこから生まれた財源を小中学校の給食費無料化など子育て支援に回す取組を実施していることを説明、今後増大を続けていく高齢者の医療費に関しても考慮するよう求めた。

地域づくりの「元気の素」を募集中

平成30年度あしたのまち・くらしづくり活動賞募集

(公財)あしたの日本を創る協会

同協会はこのたび「平成30年度あしたのまち・くらしづくり活動賞」の応募受付を開始した。

同賞は、全国各地で展開されている、活力のある地域づくり・くらしづくり・ひとづくり活動に取り組む地域活動団体等の優れた活動を顕彰するもの。震災復興のまちづくり活動及び復興支援活動も募集する。

◎対象

応募対象は、地域住民が自主的に結成し運営している団体や、こうした団体と積極的に連携して地域づくりに取り組む企業、商店街、学校など。地域に即した発想・リーダーシップ・方法などにより、2年以上活動し大きな成果をあげており、市区町村地域程度までを範囲に活動している団体を対象とする。

◎応募対象となる活動内容やテーマ

災害に強い安心安全な地域づくり、住民同士の支えあい活動、地域コミュニティの維持、子育て支援、高齢者の生きがいづくりや日常生活のサポート、震災復興のまちづくり活動や復興支援活動、生活環境の改善、地域文化の振興、資源リサイクルや地域環境保全、都市と農山漁村との交流、地域の伝統を生かした食育・地産地消活動など、住み良い地域づくりにふさわしい活動。

◎応募締切 7月4日(水)

◎応募方法

①応募用紙(ホームページの所定の用紙に記入)、②応募原稿(これまでの活動内容と現在までの成果等を2000字程度)、③写真(活動の様子がわかる写真3枚程度)を合わせて提出。同協会へEメール(ashita@ashita.or.jp)または郵便・宅配便で送付。なお、県内審査を行う、福井・兵庫の各県内からの応募は各県協議会へ送付。協議会の連絡先は同協会へお尋ねを。

◎賞(予定)

内閣総理大臣賞(賞状、副賞20万円)、内閣官房長官賞(賞状、副賞10万円)、総務大臣賞等(賞状、副賞10万円)

◎主催

(公財)あしたの日本を創る協会、都道府県新生活運動等協議会、読売新聞東京本社、NHK

◎後援(申請中)

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所、全国商工会連合会、日本青年団協議会、(一財)長寿社会開発センター、(一財)日本宝くし協会

◎問い合わせ先

あしたの日本を創る協会(TEL03-6240-0778)まで。
詳細は同協会ホームページ(<http://www.ashita.or.jp>)を参照。

政 策

「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」の概要

文化庁 文化財部伝統文化課

1 はじめに

文化財は我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産である。しかし、過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の継承の担い手が不足しており、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっている。

平成29年5月に文部科学大臣から文化審議会に対して、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問がなされ、同年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（第一次答申）が答申された。これを踏まえ、平成30年3月6日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「改正案」という。）が閣

議決定された。

改正案においては、文化財をまわぐりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものとしている。

2 地域における文化財の総合的・計画的な保存活用へ

過疎化等の進展により、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財や文化財と一体性を有する周辺環境など貴重な資源が失われつつあり、地域に所在する文化財を総合的に把握し、その保存・活用に地域一体で取り組むことが必要である。国・都道府県・市町村間の連携強化のみならず、地域住民や民間団体等の主体的参加や協力も得ながら、地域社会全体で取り組むための地方公共団体の計画的な取組の実施を制度化するものである。

まず、都道府県が、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を

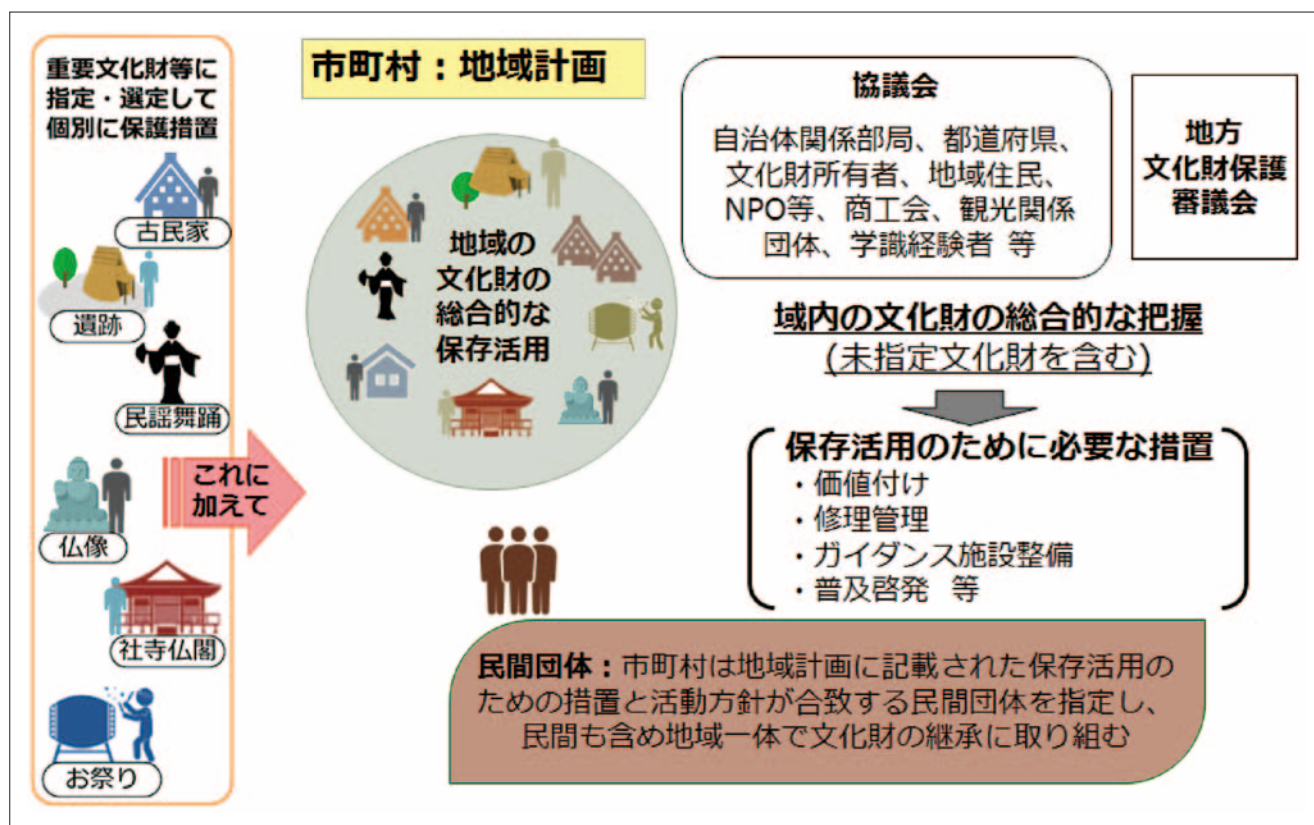
策定できることとし、大綱には、文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応、小規模市町村への支援等を記載することで、都道府県が、市町村の区域を越える広域的な連携や、域内の市町村に対し積極的な役割を發揮することを期するものである。

次に、市町村が、都道府県の大綱が策定されていればそれを勘案して、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できることとするものである。地域計画の記載事項は、

- ①当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ②当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- ③当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ④計画期間、その他

とし、作成に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、地方文化財保護審議会への意見聴取を要することとするほか、協議会を組織できることとしており、協議会は、市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財の保存活用を支援する民間団体（後述の「文化財保存活用支援団体」のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体など市町村が必要と認める様々な人材が参画できる組織体）としている。

作成した地域計画が国の認定を受けた場合の法律上の効果として、国に対して登録文化財とすべき物件の提案の仕組みを創設する。調査の結果把握された未指定の文化財について、地域において保護措置の在り方を検討し、国が登録原簿に登録すべきと考えられる物件があれば提案できることとする。ことにより、地域で見いだされた未指定文化財の保護について、国と地域の連携を一層強化するものである。また、国指定等文化財の現状変更の許可（重大なものを除く。）など、文化庁長官の権限が地方公共団体に移譲されている一部の事務について、現在の都道府県市のみならず認定町村も特例的に自ら事務を実施できることとする。これは、町村が事務実施の意向を計画に



▲ 図1 市町村による文化財保存活用地域計画の取組イメージ

明記し、国の認定を受けること等を要するものであり、具体的な手続等は今後、政令等によって定めていく。

なお、都道府県の大綱や市町村の地域計画については、地方公共団体での検討に資するよう、文化庁において、今後基本的な考え方について運用上の指針等を示すことを予定している。

さらに、市町村が、地域において文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体を「文化財保存活用支援団体」として指定できる仕組みを創設する。支援団体は、区域内に存在する文化財の保存・活用を行うのみならず、保存・活用を図るための事業を行う者に対して情報の提供・相談等の実施や、所有者の求めに応じて文化財の管理・修理等の委託を受けるなどの業務を担うことを想定しており、市町村に対して地域計画の策定や変更などを提案できることとする。また、支援団体については「法人その他これに準ずる団体」とし、保存会など任意団体も含むことができる制度的枠組みとしている。（図1参照）

3 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

ここからは、個々の文化財のレベ

ルでの改正案の内容について紹介する。

文化財の保護を図る上で、現行制度における文化財の指定・選定・登録の仕組みと修理等の取組は有効に機能しており、今回の改正法案は、現行制度については維持した上で、文化財の価値や保存・活用の在り方について可視化を図り、適切な取組を計画的に実施する仕組みを加えるものである。

具体的には、国指定等文化財の所有者又は管理団体は、当該文化財の「保存活用計画」を作成し、国の認定を申請できることとする。保存活用計画には、文化財の現状（所在地・所有者等・保存状況や伝承者育成の状況等）、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保存継承の方針などを記載することとしており、詳細の内容については、今後文化庁において運用上の指針等で示していくことを予定している（現時点までで文化審議会において検討のあった内容については図2参照）。

これは、現在も、建造物及び史跡名勝天然記念物に関して作成を推進している保存活用計画について、他の文化財類型にも広げて制度化し、国が認定する仕組みを設けることでその作成を推進するものである。

政 策

【重要文化財(建造物)】 ○計画期間 ・おおむね10年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 ○計画記載事項 ・文化財の基本情報等 ・文化財の保存活用の状況 ・保存管理の方針・計画(保護方針、管理・修理計画等) ・環境保全の方針・計画 ・防災の方針・計画 ・活用の方針・計画 ・文化財保護に係る諸手続	【重要文化財(美術工芸品)】 ○計画期間 ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 ○計画記載事項 ・文化財の基本情報 ・保存環境(施設及び設備環境) ・日常管理の状況(防災・防犯対策) ・修理の履歴・計画及び留意事項 ・活用の履歴・計画及び留意事項 ・文化財保護に係る諸手続	【史跡名勝天然記念物】 ○計画期間の考え方 ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 ○計画記載事項 ・文化財の基本情報 ・保存管理活用の状況 ・保存管理活用の基本方針 ・整備方針 ・文化財保護に係る諸手続 ・史跡、名勝又は天然記念物の運営の体制
【重要無形文化財(芸能)】 ○計画期間 ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 ○計画記載事項 ・文化財の基本情報等 ・活動の実績 ・継承(しかい)の現状 ・保存継承の計画(伝承者養成、研修発表会、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動、その他)	【重要無形文化財(工芸技術)】 ○計画期間 ・5年以上を想定して、個別の文化財ごとに設定 ○計画記載事項 ・文化財の基本情報等 ・活動の実績 ・伝承の状況 ・保存継承の計画(伝承者養成、研修成果発表、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動、その他)	【重要有形民俗文化財】 ○計画期間 ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 ○計画記載事項 ・文化財の基本情報等 ・所有者の現状 ・保存の状況 ・保存活用の計画(修理・修復、保存環境の整備・維持、展示・公開・貸出、代替化(複製品の作成)、防災・防犯、教育活用、普及・啓発・発信(伝承教室、講座の開催等)、移管・所有者変更、地域活性化等に供する利活用、その他)

※出典:「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(第一次答申)(平成29年12月8日文化審議会)
※詳細は今後変更の可能性がある

▲ 図2 保存活用計画の計画期間と記載事項の類型別イメージ

計画には今後予定される修理や整備などの事業が記載され、計画の実施に当たっては別途、現状変更等の許可などの諸手続を要することが想定されるが、改正法案では、計画で修理等の行為の内容や具体的な部位が特定され、かつ適切な行為であること等が認められ文化庁長官の計画認定を受けた場合には、通常個別に要する許可を事後届出で良いとするなど手続を弾力化することとしている。また、重要文化財又は登録有形文化財に指定・登録された美術工芸品について、保存活用計画を作成して国の認定を受け、更に美術館・博物館に寄託・公開した場合には、当該美術工芸品に係る相続税の納税を猶予する特例措置を設ける。これにより、貴重な文化財を美術館等の適切な環境で保管しつつ、幅広い人々が文化財の魅力に触れることができる機会が拡大につながることが期待される。

加えて、高齢化等により所有者だけでは文化財の十分な保護が難しい場合に対応できる仕組みを整備するため、所有者に代わり文化財を保存・活用する「管理責任者」制度を見直すこととする。現在、文化財の所有者は、「特別な事情があるとき」に管理責任者を選任することができる

こととされているが、これを文化財の「適切な管理のため必要があるとき」に選任できるよう要件を拡大し、文化財の所有者を支援する体制を充実させる。

4

地方文化財行政の推進力強化

地方公共団体において上述のような取組を推進し、地方文化財行政の一層の進展を図っていくためには、これまで以上に多様な知見や幅広い視野を持った業務の実施が求められることから、地方公共団体の推進体制の充実を図ることが不可欠である。特に今後、各地方公共団体が計画的な取組を進めていくにあたり、芸術文化分野を含む文化行政全体としての一体性を確保したり、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能としたりすることが重要となる。

このため、現在、教育委員会が管理・執行することとされている地方公共団体における文化財保護に関する事務について、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために効果的と考ええる場合には、条例により、地方公共団体の長が担当できることとする(地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の改正)。

ただし、文化財保護に関する事務の管理・執行に当たっては、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡など、文化財保護に当たって留意すべき事項に対応できるような環境の整備が求められることから、地方公共団体の長が担当する場合には、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を必ず置くこととする。あわせて、文化財担当部局への専門的知識を持つ職員の配置の促進や、配置された職員の専門性向上のための研修等の充実、コンプライアンスの徹底、文化財行政に係る透明性の向上、学校教育・社会教育担当部局との日頃からの緊密な連携・協力関係の構築を図ることなどにより、各地方公共団体の実状に応じて、適切に対応することが期待される。

また、地方公共団体における人材の充実を図るため、文化財の巡視や所有者等への助言等を行う「文化財保護指導委員」について、現在は都道府県に置くことができるとしているが、市町村にも置くことができることとし、日常的な管理の支援や防犯・防災対策等、地域に密接して専門的な人材が活動しやすい仕組みとする。

5 おわりに

「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」の施行期日は平成31年4月としている。法案が国会において審議され成立した場合、政省令などの必要な改正や地域計画・保存活用計画の作成に関する基本的な考え方を示す運用上の指針の作成等を行う予定である。また、地方公共団体や文化財の所有者など、関係者への十分な周知等に努めていきたい。

なお、改正法案については文化庁のHPに掲載しているので、ご参照頂きたい。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>

◎ 町村週報ご購読のご案内 ◎

「町村週報」を毎号ご自宅や職場にお届けいたします。ご購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール (kouhou@zck.or.jp) にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1、500円(送料込み)

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

車両共済(保険)のご案内 (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
 - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
 - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
 - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

情 報

政 情 報

◎幼児教育無償化の対象範囲で自治体ヒアリングー政府

政府の幼児教育無償化検討会は4月5日、関係団体ヒアリングの一環として自治体から意見聴取した。政府が閣議決定した経済政策パッケージに公立幼稚園・保育所等の無償化が盛り込まれたが、無認可保育園などの追加対象の範囲を同会で検討、夏に結論を出す。会合で、宮城県蔵王町は公立保育所では二歳が定員を超過、認定外保育園がその受け皿となっていると指摘。無償化では、地方の意見を聞くとともに、国の責任で地方負担分の財源を確保すべきだと訴えた。その他の自治体からも「保育二歳掘り起こしに対する保育士等の処遇改善と予算確保」「対象範囲内容の早期決定など自治体準備への配慮」(高松市)、「自治体独自施策への配慮」(東京都練馬区)などの意見が出た。

一方、厚生労働省は4月11日、2017年10月1日時点の保育園等待機児童数が5万5,433人と発表した。同年4月1日の2万6,081人に比べ大幅に増えた。同省は、0歳児を中心に年度途中の申込が増加したが年度途中の開園が少なかったためとしている。なお、前年の10月1日時点に比べ7,695人増加。その9割が0歳児だった。

◎2017年の都道府県別人口推計を発表ー総務省

総務省は4月13日、2017年10月1日現在の人口推計を発表した。総人口は1億2,670万6千人で、前年より22万7千人(0.18%)減少。うち、日本人口は37万2千人(0.30%)減少で、減少幅も拡大している。都道府県別では、7都県で増加、40道府県で減少した。増加率は東京0.73%をトップに埼玉、沖縄、愛知などの順で高い。逆に、秋田の1.40%減少など、青森、岩手、山形、高知の5県で1%台の減少となった。また、42都道府県では75歳以上が15歳未満を上回っている。

一方、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所がこのほど発表した2045年までの地域別将来推計人口(18年推計)によると、都道府県人口は、20年には42道府県で減少するが、30年以後は全都道府県で減少。また、減少率も5%以上減少の団体が30~35年は16道府県だが、40~45年には28道府県に増える。その一方で、東京の総人口に占める割合は15年10.6%、45年12.8%と上昇しており東京一極集中が続く。市町村別では、94%の団体が45年の人口が15年より減少するが、うち、21%の団体が0.2割減少、33%が2~4割も減少。さらに41%の団体では4割以上の減少となる。また、65歳以上人口が5割超となる団体も15年の1%から28%に増加する。

◎共助による地域づくり推進のあり方提言ー国土交通省

国土交通省は4月13日、今後の共助による地域づくり検討会の報告書を発表した。多様化・複雑化する地域課題の解決には多様な主体の共助による地域づくりが不可欠だとし、ヒト・モノ・カネなど多様な主体間で議論できる場(プラットフォーム)の設置を提案。その上で、①経済的利益も生み出す社会的インパクト投資の拡大②公共物を活用した共助による地域づくり拡大③

空き店舗など遊休資産や専門家等のマッチングなどを提案した。併せて、取組の具現例として「公共物の活用IIオカールプロジェクト」(岩手県紫波町)、「ローカルシェアリングセンター」(佐賀県多久市)、「縁組協定による都市交流」(東京都世田谷区・群馬県川湯村)などを紹介した。

一方、総務省はこのほど、地域運営組織の形成・運営の報告書を発表した。組織数(2017年度)は、675市町村で4,177組織あった。87%が法人格のない任意団体だが、約9割が拠点をもち、うち7割が公共施設を利用。主に小学校区の範囲で声かけ・見守り、高齢者交流サービス、公的施設の維持管理などに取り組んでいる。なお、地方創生総合戦略では地域運営組織は20年までに5,000団体を目指すとしている。

◎林業・木材産業の成長産業化でKPI目標ー農林水産省

政府の規制改革推進会議・農林ワーキンググループは4月18日、林業の成長産業化について農林水産省から意見聴取した。規制改革推進第2次答申で、森林経営の集積などでKPI(重要業績評価指標)を設定するとしていたことを受けて、同省は、今後10年間の目標として①私有人工林のうち集積・集約された面積を現在の約3割から5割(約310万ha)に増加②私有人工林の約5割で森林管理に必要な水準まで路網を整備(現状約15万kmを約24万kmに)③国産材供給量を1.8倍に増加(現状1,500万m³を2,800万m³に)④林業全体の付加価値生産額を倍増(現状2,500億円を5,000億円に)ーとの目標を示した。

一方、財務省の財政制度等審議会財政分科会は4月25日、農林水産(米政策)について審議。飼料用米への過剰な転作助成に

より主食用米の作成が生産数量目標を下回り、この結果、特に業務用米の価格が上昇していると指摘。このため、地域特産の野菜や需要のある麦などに転換し高収益化を図るなど転作助成を見直すべきだとした。近くまとめる建議に盛り込む。

◎新たな財政健全化計画へ地方財政を議論ー経済財政諮問会議

政府の経済財政諮問会議は4月24日、地方行政について審議。民間議員が、新たな財政再建計画では「今後3年程度、これまで同様、一般財源総額に目安を設け、国・地方で歩調を合わせて歳出改革に対応」すべきと指摘。このほか、①地方税収増は歳出増加でなく債務残高引下げに充てる②義務付け予算と地方単独事業の関係明確化なども提案した。これに対し、野田聖子総務相は、一般財源総額の「目安」について「地方団体が計画的財政運営ができるよう総額を安定的に確保することが不可欠」と強調。さらに、①(税収増があっても)必要となる歳出を地財計画に計上し一般財源総額を確保②国が地方単独事業の実績・効果を判断するのは地方団体の自律性を損ねるなどと指摘した。これを受けて、安倍晋三首相は「国と基調を合わせた歳出改革を推進。地方の歳出水準もプライマリーバランスの黒字化目標に向けた枠組みを検討する必要がある」と述べた。

一方、財務省の財政制度等審議会財政分科会は4月25日、地方財政について審議。一般財源総額の「実質同水準ルール」で地財計画が継続的に決算歳出を1兆円上回り、基金残高も21.6兆円と過去最高となっていると指摘。地方の財源余剰は国の債務縮減にもつなげるべきだとした。近くまとめる建議に盛り込む。

(ジャーナリスト 井田正夫)

随 想

100年安心して住める
まちづくりを目指してこ さ か や す ひ さ
千葉県酒々井町長 小坂 泰久

私たちが住む酒々井町は、都心から50km圏内、豊かな自然と清らかな水、そして温暖で暮らしやすい土地柄です。

町域には鉄道4駅を有し、さらに、東関東自動車道酒々井ICや、緊急輸送道路である国道2路線が交差するなど高い交通利便性と、上・下水道の整備状況も県内屈指の普及率を誇るなど、都市基盤の整った町です。

さらに、全小中学校の校舎耐震化、全教室のエアコン設置及び太陽光発電設備も整備し、安全で快適な教育環境とともに、保育園から中学校卒業までの一貫した英語教育や、中学生のドイツ派遣、オーストラリア派遣など国際理解教育にも力を注いでいます。

全国最大級・最古級

約3万4千年前の遺跡の保存整備へ

また、酒々井町は、明治22年の町村制施行以来、一度も合併をせず、今年で町村制施行129年を迎える日本で一番歴史ある町です。

町内には、約3万4千年前（旧石器時代）の日本最大級・最古級の環状ブロック群を有する「墨古沢南1遺跡」があり、国史跡指定を目指し、保存整備を行っています。

また、平安時代には桓武平氏の流れを汲む上総氏、印東氏の活躍の場となっていました。

さらに、戦国大名千葉氏の居城であり、続日本100名城の国指定史跡本佐倉城跡など、町には貴重な歴史文化遺産が多数存在し、160を超える民話が語り継がれるなど人々の暮らし、営みが脈々と時代を超えて受け継がれています。

そこで、こうした歴史を未来へ繋ぐ地方創生の目玉として、「酒々井・千葉氏まつり」を復活しました。下総の首府、本佐倉城の城下で約500年前から行われていた祭りを約100年ぶりに復活再現したもので、住民の皆様に、「ふるさと酒々井」への愛着を育んでいただけるものとして今後も続けて参りたいと考えています。

酒々井新時代へ

そのような歴史と伝統ある町に、酒々井ICが開通し、「酒々井プレミアム・アウトレット」が開業して、はや4年が経過しましたが、アウトレットは年間600万人の来場者で賑わい、第3期増床工事が本年秋の完成を目指して進められています。

また、アウトレット周辺には「酒々井温泉 湯楽の里」や、昨年9月には地元野菜を販売する「いずもマルシェ酒々井」がオープンし、今後も「酒々井」の地域ブランド力は向上していくものと考えています。

さらに、町の中央部には、町民の要望が最も高かった病院施設、「医療法人社団 千葉光徳会」による311床の（仮称）酒々井病院の、平成31年の開院に向けた工事が進めら

れており、町立岩橋保育園と病院の間には町が建設中の新たな子育て支援施設も今春完成しました。

この民間病院との連携により念願だった病児保育が実現できることとなりました。

福祉分野におきましても、この病院を拠点として可能な限り住み慣れた地域で、高齢者の皆さんが自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、取り組んでいます。

平成29年度にスタートした第5次総合計画、後期基本計画では、将来都市像である「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」の実現に向け、前期基本計画での成果を継承しつつ、着実に各種施策に取り組んで参ります。

昨年は、第3子以降の学校給食費の無償化や、それまでの中学生のオーストラリア派遣に加え、ドイツ派遣の実施、JR酒々井駅前への防犯ボックスの設置など、町民生活に身近な新規事業を開始しました。

今後、町の魅力を十分に発揮して、「100年安心して住めるまちづくり」を進めて参ります。